

第六次青梅市男女平等推進計画の位置づけ

資料6

	男女共同参画基本計画	DV対策基本計画	女性活躍推進計画
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画（市町村努力義務）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画（努力義務）	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・市町村女性活躍推進計画（努力義務） ・事業主行動計画
根拠法	男女共同参画社会基本法	配偶者暴力防止法 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
国	第4次男女共同参画基本計画 H27.12 策定 （10年間を見越した方針と5年間の実施計画）	基本方針 H25.12 策定 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針）	基本方針 H27.9 閣議決定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針）
都	東京都男女平等参画推進総合計画 H29.3策定 （総合計画は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」と「男女平等参画のための東京都行動計画」で構成）		
市	青梅市第五次男女平等推進計画（H25-29） （市町村配偶者暴力対策基本計画と一体）		

第六次青梅市男女平等推進計画（H30～34）

→DV防止法にもとづく基本計画および女性活躍推進法にもとづく推進計画としての性質を包含する。

第五次青梅市男女平等推進計画の施策体系

4つの目標	14の課題	29の施策
1 人権の尊重による男女平等参画の意識づくり	1 配偶者等からの暴力の防止	暴力の未然防止のための意識啓発 被害者支援対策の充実 関係機関との連携
	2 社会的弱者に対する暴力の防止	児童・障害者・高齢者虐待の防止
	3 男女平等意識を推進する教育・学習の充実	学校教育における男女平等教育の推進 社会教育における男女平等教育の推進 性に関する正しい知識の普及
	4 生涯を通じた男女の健康支援	母子保健事業の充実 健康に生活していくための支援
2 社会のあらゆる分野における男女平等参画の推進	1 行政・防災分野における男女平等参画の推進	政策・方針決定過程への女性の参画 災害対応の対応における男女平等参画の推進
	2 地域・家庭における男女平等参画の推進	地域活動への男女平等参加の推進 家庭における男女平等参画の確立
	3 国際理解の推進と外国人への支援	国際理解の促進 国際交流機会の充実 外国人への支援
	4 生活の安定と自立の支援	特別な配慮を必要とする男女への支援 高齢者への支援
3 働く場における男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	企業や事業主への啓発と情報提供 男性の意識改革の推進
	2 働く場における男女平等参画	働きやすい職場環境づくり セクシュアル・ハラスメント等の防止
	3 女性の就業支援	就業への支援
	4 子育て・介護への支援	保育・育児サービスの充実 介護に関する支援
4 総合的な計画の推進	1 推進体制の強化・充実	市民参画による計画の推進 庁内の男女平等参画推進体制の充実
	2 男女平等参画の啓発	啓発事業・広報活動の充実 男女平等参画に関する情報収集

→第六次男女平等推進計画では、第五次の施策体系を基本として、4年間の取組状況・評価、課題を踏まえ見直しを図る。また社会経済情勢の変化等を反映する。

(参考) 男女共同参画に関連する制度等の動向

■ (国) 第4次男女共同参画基本計画策定 (H27.12)

<目指すべき社会>	<基本的方向性(強調している視点)>
<p>①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会</p> <p>②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる分野における女性の活躍 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、仕事と生活の調和など ●安全・安心な暮らしの実現 女性の健康支援、DVの根絶、困難を抱えた女性への対応 など ●男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、意識改革・理解促進、防災・復興体制の確立など ●推進体制の整備・強化 地域における推進体制の強化 など

■ 女性活躍推進法の成立 (H28.4 施行)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

<基本原則>	<市町村の役割>
<ul style="list-style-type: none"> ●女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ●職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること ●女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。 ●地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。 ●地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

(参考) 男女共同参画に関連する制度等の動向

■ (市) 第6次青梅市総合長期計画の改訂 (H28.12) 第9章 みんなが参画し協働するまち (3) 男女平等参画

【現状と課題】	【基本施策】
<p>男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。</p> <p>国では、平成27(2015)年度に、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会や男性中心型労働慣行等の変革を通じた仕事と生活の調和などを改めて強調した「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の形成を促進することとしています。</p> <p>本市では、「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、男女平等の意識づくりや男女平等参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を重点課題に掲げ、情報紙の発行や講演会の開催など広報・啓発活動の推進、審議会・委員会等への女性の登用などの取組を推進してきました。</p> <p>男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律、また平成27(2015)年度には、新たに就業希望など働く場面における女性の思いを実現する社会を目指すことを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、制度上の整備は進んでいるものの、男女平等参画社会の実現に向けては、家庭や職場など様々な場面で課題が存在しています。</p>	<p>(1) 施策の総合的な推進 「青梅市男女平等推進計画」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にもとづき、男女平等参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p> <p>また、配偶者等からの暴力の防止に向けた取組や相談体制の充実、政策・方針決定過程や防災分野への女性の参画、仕事と生活の調和の推進、女性の再就職等の就業支援など女性が活躍できる環境づくりを進めます。さらに、積極的な情報発信や講座の開催等により、男女平等参画に対する意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。</p> <p>(2) 推進体制の充実 男女平等参画関連施策の推進に当たっては、青梅市男女平等推進計画懇談会において各事業の進捗管理、指標にもとづいた成果の把握や女性活躍推進に係る取組に関する協議を行うなど、推進体制の充実を図ります。</p>

■ (都) 男女平等参画推進総合計画策定 (H29.3)

現行の「東京都配偶者暴力対策基本計画」および「男女平等参画のための東京都行動計画」の両計画を改訂

基本理念	重点課題
<p>①男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会</p> <p>②男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会</p> <p>③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会</p>	<p>(1) 働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブアクション)の促進</p> <p>(2) 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現</p> <p>(3) 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大</p> <p>(4) 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組</p>
<p><男女平等参画のための東京都行動計画></p> <p>▶領域Ⅰ 働く場における女性の活躍</p> <p>▶領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現</p> <p>▶領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援</p>	<p><東京都配偶者暴力対策基本計画></p> <p>▶領域Ⅳ 配偶者暴力対策</p> <p>▶領域Ⅴ 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策</p>